省令

○総務省令第三十七号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

総務大臣　川端　達夫

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

「五、一三八人	一六二人	五、三〇〇人」

を

「五、〇七九人	一六八人	五、二四五人」

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の総務省定員規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の総務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十四年六月三十日までの間	五、一三四人
	平成二十四年七月一日から同年九月三十日までの間	五、一三二人

○総務省令第三十八号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

総務大臣　川端　達夫

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し及び同条第一項中「情報システム室」を「個人番号企画室、情報システム室」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　個人番号企画室は、総務省の所掌事務に関する政策のうち、個人番号（行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行う国民が、手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段を得られるようにすることを目的として個人を識別するための番号をいう。）に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関する事務をつかさどる。

3　個人番号企画室に、室長を置く。

第二十一条の見出し及び同条第一項中「行政企画官」の下に「、地方議会企画官」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　地方議会企画官は、命を受けて、地方公共団体の議会に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第三十七条の見出し及び同条第一項中「企画官」の下に「、国際共同研究企画官」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　国際共同研究企画官は、命を受けて、情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策のうち技術に関する国際共同研究についての企画及び立案並びに調整を行う。

第三百十一条の見出し及び同条第一項中「、応急対策室及び防災情報室」を「、広域応援室、防災情報室及び応急対策室」に改め、「、広域応援対策室」を削り、同条第六項及び第七項中「応急対策室」を「広域応援室」に改め、同条中第十二項を削り、第十三項を第十四項とし、第十項を第十二項とし、第九項の次に次の二項を加える。

10　応急対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事務のうち災害対策基本法第五十一条の規定による災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、消防庁の行う災害応急対策に関すること。

11　応急対策室に、室長を置く。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第三十九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十二条第二項の規定に基づき、過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

総務大臣　川端　達夫

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令（平成二十二年総務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2　財政力指数が〇・五六以下の過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた市町村については、当該市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該額に一を乗じて得た額を限度として、総務大臣が定める額を加算した額とする。この場合において、総務大臣は、各市町村が当該年度において法第十二条第二項の規定により地方債をもってその財源としようとする額を合算して得た額（以下「合算額」という。）が当該年度の第二条第一項、第三条第一項及び第四条第一項の規定により算定された各市町村の額を合算して得た額（以下「限度額」という。）を超えることのないように定めなければならない。

第三条中「次条及び附則第三条」を「次項及び次条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　財政力指数が〇・五六以下の過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村であって、普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受けるものについては、当該市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該額に一を乗じて得た額を限度として、総務大臣が定める額を加算した額とする。この場合において、総務大臣は、合算額が限度額を超えることのないように定めなければならない。

第四条中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　財政力指数が〇・五六以下の市町村が、前項の規定により額を算定する場合における当該市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該額に一を乗じて得た額を限度として、総務大臣が定める額を加算した額とする。この場合において、総務大臣は、合算額が限度額を超えることのないように定めなければならない。

附則第二条から第四条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。